



図書館  
Library

### ◎読書マラソン完走

今月の完走者は渡邊いろはさん(小野小2年)です。100冊読破を達成した渡邊さんにはバッジと記念品が贈られました。

読書マラソン参加状況(4月20日現在)

	参加者数	うち完走者数
小学生以下	102	24
大人	14	2



渡邊さん

## 後期高齢者医療からのお知らせ

### ～後期高齢者医療制度の令和2・3年度保険料率が決まりました～

#### ■保険料率の改定について

後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料の収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2年ごとに保険料率の見直しを行っています。

<後期高齢者医療保険料の計算方法>

$$\begin{matrix} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} \\ 43,300 \text{円} & & (\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times 8.23\% \\ \hline = & & \text{年間保険料} \\ & & (\text{※}) \end{matrix}$$

※1年間の保険料の賦課限度額は64万円となります。

- ・年間保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。
- ・年度の途中で加入した方の保険料は、加入した月からの月割で計算します。

#### ■保険料率の改定内容・保険料の計算方法

保険料の計算に用いる保険料率は、医療給付費の増加や後期高齢者負担率の上昇により、前回から引き上げとなっています。

- ・所得の低い世帯の方には、被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

### ～保険料の軽減措置が変わります～

#### ■令和2年度の均等割額軽減措置について

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合には均等割額が軽減されます。

7割軽減対象者は、これまで上乘せして軽減(8.5割・9割)されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。また5割軽減と2割軽減の所得基準が拡大されます。

<令和2年度均等割額軽減措置の基準など>

均等割の軽減割合			同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
令和元年度	令和2年度	令和3年度	
8.5割	7.75割	7割	【33万円】以下の場合
8割	7割	7割	【33万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)の場合
5割	5割	5割	【33万円 + 28.5万円 × 被保険者数】以下の場合
2割	2割	2割	【33万円 + 52万円 × 被保険者数】以下の場合

※8.5割軽減に該当する方は、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、令和元年度は8.5割軽減に据え置かれていましたが、令和2年度から段階的に軽減割合の見直しを行うこととなります。

☎町民生活課 ☎72-6933